

井戸水等をご使用のみなさまへ

お問い合わせ先 料金収納課 ☎077-528-2014

下水道使用料は、通常、上水道使用量を下水道使用量（污水排出量）として算定しています。下水道に接続済みの施設（家や事業所など）で、井戸水や雨水など水道水以外の水を使用して下水道に流す場合は、污水排出量に応じた下水道使用料がかかりますので、届出をしていただく必要があります。

一方、庭や畑などの散水、工場内の機器等に大量の水道水をご使用の場合は、下水道に流れない量が明確であれば、届出によりその分の使用量を減らせる場合もあります。（お客さまには、メーター設置の費用、毎月の使用量を報告していただく必要があります。）

敷地内の工事にご注意ください

お問い合わせ先 お客様設備課 ☎077-528-2605
安全サービス課 ☎077-528-2607

家の増築・解体工事をするときは・・・

事前に水道管、下水道管、ガス管の位置を確認する必要がありますので、工事のご相談を下記までお願いします。

- お客様設備課 ☎077-528-2605
- 大津市上下水道、ガス指定工事店（企業局ホームページ参照）

※万が一、水道管・ガス管を破損したときは、すぐに安全サービス課（☎077-528-2607）へご連絡ください！

ガスの安全点検とは？

お問い合わせ先 ガス施設管理室 ☎077-528-2610

お客さまにガスを安全に安心してお使いいただくため、お客さま宅のガス管やガス機器に異常がないか、ガス事業法に基づき4年に1回行っている点検です。（点検費用をいただくことはありません。）

●点検内容

- ①内管漏えい検査
ガスを一時停止して配管内の圧力測定や、ガス検知器によるガス漏れの有無を確認します。
- ②消費機器調査
ガスコンロや給湯器等の設置状況の調査や、給排気設備に不備がないかを確認します。
- ③安全使用周知
点検終了後に、点検結果及びガスの安全使用をご説明します。



湯沸器の点検（台所にて）

台所等の屋内に入り点検作業をさせていただきますので、お立ち会いのご協力をお願いいたします。所要時間は15～20分程度です。

点検には、企業局が業務を委託している企業の社員がお伺いします。点検員は、黄色い腕章と業務委託証（身分を示す証明書）を携帯しています。

3～5月の予定は次の地域です。（地域によっては、一部変更になる場合があります。）



給湯器の点検

点検月	点検予定地域
3月	伊香立生津町、伊香立下在地町、伊香立南庄町、伊香立下龍華町、山百合の丘、清和町、緑町、真野谷口町、真野一丁目～五丁目、真野普門一丁目～三丁目、真野大野一丁目
4月	本堅田一丁目～五丁目
5月	今堅田一丁目～三丁目、本堅田六丁目、堅田一丁目～二丁目、衣川一丁目

※メーター検針時の『水道・ガス等ご使用量のお知らせ』（検針票）に安全点検の予定を記載しています。

とぴっくす

第11回全国親子クッキングコンテストが開催されました

平成29年11月26日大阪ガスショールーム「ハグミュージアム」にて、第11回全国親子クッキングコンテスト近畿地区決勝大会が開催され、各地区予選大会で選ばれた12組の親子が、我が家で作る自慢のメニューをテーマに料理の腕を競いました。

大津市からは青山小学校6年、廣田愛実さん・起子さん親子が書類審査を通過、10月29日に行われた大阪地区予選大会を見事勝ち抜き、近畿地区決勝大会に出場されました。

惜しくも全国大会出場は逃しましたが、「炎の調理賞」を受賞され、喜びの笑顔でした。

大会当日はどの親子も仲良くコミュニケーションを取り合い、緊張しながらも美味しくうな料理を完成させました。



近畿地区決勝大会に参加の皆さん

親子クッキングコンテストについては
大会ホームページまで
<http://www.gas.or.jp/shokuiku/index.html>



お問い合わせ先 営業推進室 ☎077-528-2863